

情 郵 審 第 4 0 号
令和 7 年 11 月 12 日

総 務 大 臣
林 芳 正 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和 7 年 9 月 30 日付け諮問第 3203 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 109 第 1 項の規定による一種交付金の額及び交付方法並びに同法第 110 条第 2 項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以 上

別添

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可
並びに負担金の額及び徴収方法の認可に対する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和7年10月1日（水）～同年10月30日（木）
- 案件番号：145210579
- 提出意見数：2件（法人：0件、個人1件、匿名1件）

■提出された意見及びそれに対する考え方

	意見	考え方	案の修正
1	「第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書」の数式が天才すぎて間違っているかどうか判断できない。 高学歴なら正誤の判断ができるのか。 難しすぎて総務省にも分かる人がいない場合、無審査で通過する恐れがある。 なぜ簡単な数式に変換して、認可申請をしないのか。 そんなに天才なら簡単な数式にもできるはずだ。 逆になぜこの意見は「なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。」なのか。 【個人】	○ 第一種交付金の額の算定方法は、情報通信行政・郵政行政審議会等における議論を経て、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）により定められております。 ○ その上で、本申請に係る第一種交付金の額及び交付方法については、第一種交付金の額が第一号算定等規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること等から、認可することが適当と考えます。 ○ なお、意見公募に当たっては、提出意見の趣旨を正確に把握できるようにするため、日本語での記入をお願いしております。	無
2	認可案を支持しますが、ユニバーサルサービス負担金の徴収方法を、公共料金化と MVNO 躍進の観点から透明化し、デジタルデバイド解消に活用すべきです。 負担金（月数百円）が通信の基盤を支えるのは重要ですが、大手寡占（シェア 90%）による料金高止まり（月 5,000 円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害（普及率 80%未満、総務省 2025 年データ）。 公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、負担金徴収の公平性が向上し、家計負担 10-20%軽減が可能。MNP 審査簡易化（オンライン即時、信用情報不要）と手数料・解約金・複雑割引禁止で乗り換え率 20%向上、MVNO 躍進で多様プラン（低容量・IoT 特化）を推進。 端末販売を家電量販店に分離し、余剰在庫廃棄を削減（CO2 排出 5%低減）。 光回線全国普及（地方補助金拡大）で固定電話終了後の IP 放送を強化し、地方の高齢者情報格差を解消します。	○ 第一種負担金の額の算定方法は、情報通信行政・郵政行政審議会等における議論を経て、第一号算定等規則により定められております。 ○ その上で、本申請に係る第一種負担金の額及び徴収方法については、第一種負担金の額が第一号算定等規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること等から、認可することが適当と考えます。 ○ なお、電話のユニバーサルサービス制度は、不採算地域における電話に係る電気通信役務の提供の確保を目的としていることから、デジタル・ディバイドの解消に資する制度と考えます。 ○ また、その他の御意見につきましては、今後の情報通信行政に関する参考の御意見として承ります。	無

	これにより、ユニバーサルサービスの持続可能性を高め、すべての国民が安心して通信を利用できる社会を構築。認可案に反映を求めます。 【匿名】		
--	---	--	--

(以上)